

令和 4 年（2022 年）7 月 12 日

横須賀市個人情報保護運営審議会
委員長 今村 哲也 様

横須賀市長 上地 克明



横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（諮問）

横須賀市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）は、平成 5 年 10 月 1 日に施行し、以後約 30 年の長きにわたり、本市独自の規範として本市の個人情報の取扱いの根幹をなし、運用してまいりました。

一方、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立並びに国際的制度調和が要請される情勢の中、国は、団体ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡及びデータ流通の支障等の是正並びに我が国の成長戦略への整合を図る目的から、「個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）」の改正を行いました。（令和 3 年 5 月 19 日公布され、令和 5 年 4 月 1 日施行予定）

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととされました。

地方公共団体においては、個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うことが求められたことから、独自の規範であった条例の位置づけの変更を余儀なくされ、法により許容される範囲内において必要な事項を規定するものとされました。

以上により、法施行以降、本市の個人情報の取扱いを適切に行うためには、法に基づいた条例を新たに制定する必要性が生じているところです。

つきましては、次の事項についてご意見を賜りたく、現行条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定により諮問します。

諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）の制定について

1 法施行条例に定めるべき事項について

**横須賀市個人情報保護条例の廃止
及び横須賀市個人情報の保護に関
する法律施行条例の制定について**

令和4年（2022年）7月

横 須 賀 市

目 次

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

- 1 条例の趣旨及び用語の定義について
- 2 個人情報取扱事務の登録について
- 3 開示決定等の期限、訂正決定等の期限及び利用停止決定等の期限について
- 4 開示請求に係る手数料について
- 5 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について
- 6 情報公開・個人情報保護審査会について
- 7 個人情報保護運営審議会について
- 8 その他の規定について

凡例

個人情報保護法・・・個人情報の保護に関する法律

次頁以降の枠内の記載は条文ではなく、規定する事項の概要を示したもの

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

1 条例の趣旨及び用語の定義について

(趣旨)

この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものと規定する。

(定義)

この条例における用語は、法において使用する用語の例によることを規定する。

【説明】

(趣旨)

令和5年4月1日以降における個人情報の取扱いは、法に基づいて行うこととなる。この条例は、その施行に関し必要となる事項を規定するものである。

なお、現行の横須賀市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は廃止する。

(定義)

条例において使用する用語の意義は、法の例によるものと規定するものである。なお、旧条例と比較しての主な違いは次のようなものが挙げられる。

- ・ 個人情報とは生存する個人に関する情報と規定された。よって死者の情報は個人情報に含まれない（広義の「個人に関する情報」には含まれる。）。
- ・ 消防局長が新たに市の機関として取扱われる。消防局への開示請求のあて先が市長あてではなく、消防局長あてとなる（ガイドラインによる法解釈）。

2 個人情報取扱事務の登録について

(個人情報取扱事務の登録)

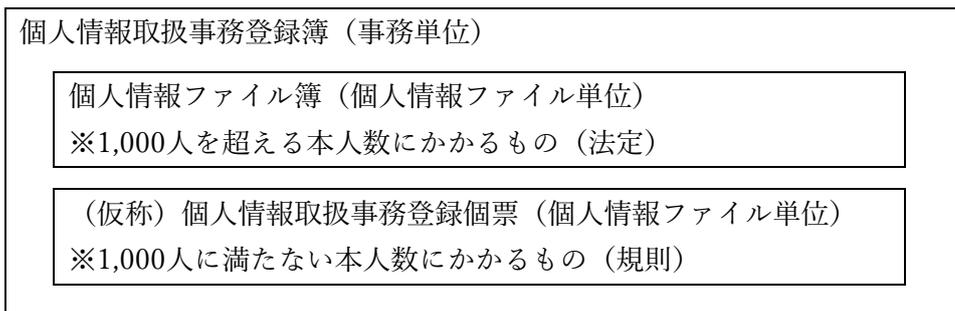
個人情報を取り扱う事務について、必要事項を記載した帳簿を備え付けることを規定する。

【説明】

法第75条において、行政機関の長等は、当該行政機関の長等の所属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、法で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないものとされている。ただし、これは、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルには適用されない。また、個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル単位で作成されるため、事務単位での個人情報取扱いの実態を把握するにはなじまない場合がある。なお、個人情報を取扱うに当たり、その目的を明らかにすることが必要となるが、事務単位で目的を把握することが重要である。

これを担保するために、本市においては、事務単位で個人情報取扱事務登録簿を作成し、これにより個人情報ファイルを本人の数にかかわらず管理し、公表することを規定するものである。

個人情報取扱事務登録簿の構成イメージ



個人情報取扱事務登録簿に記載する事項は、以下のとおり規定する。

- （1）個人情報取扱事務の名称
- （2）個人情報取扱事務の目的
- （3）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- （4）個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称（法第 75 条に規定する個人情報ファイル簿を作成する事務にあつては、当該個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの名称）
※取扱う本人数が 1,000 人に満たないもの等、個人情報ファイル簿の作成に当たらないものも、個人情報ファイルの名称を記載するものとする。
- （5）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
※「（仮称）個人情報取扱事務登録個票」に記載する事項等は規則に定める。

その他、個人情報取扱事務登録簿に係る以下の事項を規定する。

- ・個人情報取扱事務の登録を要しない個人情報の類型
- ・個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供すること

3 開示請求等に係る決定の期限について

（開示決定等の期限）、（訂正決定等の期限）、（利用停止決定等の期限）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等は、請求があった日から 15 日以内にしなければならないと規定する。

（延長）

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定等の期限を 30 日以内に限り延長することができることと規定する。

（開示決定等の期限の特例）、（訂正決定等の期限の特例）、（利用停止決定等の期限の特例）

請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、45 日以内にその全てについて開示決定等

をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の期限の特例を規定する。

【説明】

(開示決定等の期限)、(訂正決定等の期限)、(利用停止決定等の期限)

市の機関が開示決定等を行うべき処理期間を定めたものである。また、決定期間内に開示決定等ができない正当な理由があるときにはその期間を延長することができることを規定するものである。法定の期限は30日とされているが、現行の規定が15日であることから、法定期限とすることは請求者にとって不利益となりうるため、15日を期限と規定する。

「請求があった日から15日以内になければならない」とは、開示請求書等を受け付けた日の翌日を起算日として、15日目に当たる日までに開示決定等を行わなければならないことをいう。ただし、その日が閉庁日である場合は、その直前の開庁日が期限となる。

なお、市の機関が補正を求めてから、補正が完了した日までは開示決定等を行う期間に含まないこととする。

(延長)

事務処理上の困難その他正当な理由のあるときには、15日の決定期限を30日以内に限り延長することができることと規定するものである。(総日数では、請求を受けた日の翌日を起算日として、45日以内)

(開示決定等の期限の特例)、(訂正決定等の期限の特例)、(利用停止決定等の期限の特例)

請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、当初の決定期限及び延長分を合わせた45日間の延長期間内にその全てについて開示決定をすることにより、通常の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特例的に開示決定等の期限及びその手続について調整を図ることができることを定めるものである。法定と異なる日数を用いるため条例に規定する。

4 開示請求に係る手数料について

(開示請求に係る手数料)

手数料は無料と規定する。

(実費の負担)

写し等の交付に係る作成及び送付に要する費用は、請求者の負担と規定する。

【説明】

開示請求時における請求手数料は現行においても徴収していないことから、徴収しないこととする。また、文書、図画等の写しの作成に要する費用及び郵送による開示の実施の場合における送料は、現行同様に開示請求者の負担とすることを規定するものである。

写しの交付に係る実費の額は、規則の別表に定める。また、開示の実施を郵送により行う場合の郵送料についても、開示請求者の負担として規則に定める。

5 横須賀市情報公開・個人情報保護審査会について

(横須賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の審査に係る諮問は、横須賀市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第 19 条第 1 項に規定する横須賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものと規定する。

(調査権限等)

審査会が行う調査に係る権限及び意見の陳述、提出資料の閲覧、答申の内容の公表等の手続については、横須賀市情報公開条例の規定によるものと規定する。

【説明】

(情報公開・個人情報保護審査会)

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等や開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する行政不服審査法に基づく審査請求があった場合における諮問先を、横須賀市情報公開・個人情報保護審査会とすることを規定するものである。

当該審査会の設置は情報公開条例に規定する。施行条例制定に伴い、現行の情報公開条例における情報公開審査会の名称を変更し、旧条例における個人情報保護審査会の役割を併せ持つこととするものである。

(調査権限等)

調査権限や手続きについては情報公開条例の各規定によるものとし、個人情報保護に係る審査に対応するため、情報公開条例の所要の事項を整備することとする。

6 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

(行政機関等匿名加工情報の利用にかかる手数料)

行政機関等匿名加工情報の利用に関し、同情報の利用に関する契約を締結する者が納める手数料を規定する。

【説明】

本市が行政機関等匿名加工情報の利用にかかる提案募集を行い、同情報の利用に関する契約を締結するものある場合、その者が納める手数料を規定するものである。

法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額
21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに 3,950 円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

法第 119 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

7 個人情報保護運営審議会について

（個人情報保護運営審議会）

市に、横須賀市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置くこと及びその担当事項を規定する。

【説明】

（個人情報保護運営審議会）

個人情報の取扱い等について、市の機関の諮問に応じて審議するため、「横須賀市個人情報保護運営審議会」を設置することを規定する。また、審議会の担当事項（法第 129 条に規定される「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」の具体的な事項）を次のとおりと規定するものである。

- (1) 次に掲げる事項について諮問に応じ調査審議すること。
 - ア この条例を改正し、又は廃止しようとするとき（改正にあっては、軽易なものを除く。）
 - イ 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとするとき
 - ウ 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき
 - エ 法又はこの条例の施行に係る重要事項に関すること。
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項の規定による市の機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。
- (3) この条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。

なお、改正後の法規律においては、典型的に個別の案件について審議会への諮問を行い、答申を得ることを個人情報の取扱いの前提とすることはできなくなった。

その他、審議会について以下の事項を規定する。

- ・ 審議会の定員を 6 人以内と規定する。
- ・ 規則への委任事項を規定する。
- ・ 審議会委員の守秘義務について規定する（罰則は規定しない）。

8 その他の規定について

(運用状況の公表)

市長は、毎年1回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものと規定する。

(その他の事項)

この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定めることと規定する。

【説明】

(運用状況の公表)

個人情報保護制度の運用状況を公表することで、その実態を市民に対して明らかにすることを市長の責務として規定するものである。

毎年度の初めに広報よこすかにより運用状況の公表をしている。また、ホームページ上においても運用状況を常時公表している。これを引き続き行うこととしたい。

公表事項は、①個人情報取扱事務登録の件数、②開示等制度の利用状況（請求者数・請求件数）、③請求に対する決定への審査請求の処理状況（審査請求件数・諮問件数・審査件数・答申件数）、④個人情報保護運営審議会への諮問状況（諮問件数・内訳）などである。

(その他の事項)

市の下位規範への委任を規定したものである。